

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月13日

【会社名】 株式会社T & Cメディカルサイエンス

【英訳名】 T & C M E D I C A L S C I E N C E , I N C .

【代表者の役職氏名】 代表取締役 田中 茂樹

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目14番5号

【電話番号】 03-5443-7489

【事務連絡者氏名】 取締役 松本 貞子

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目14番5号

【電話番号】 03-5443-7489

【事務連絡者氏名】 取締役 松本 貞子

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式、新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

株式	205,257,400円
新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）	200,000,000円
新株予約権証券	6,278,151円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	206,274,651円

(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,616,200株	1 単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1. 平成28年6月13日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
4. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容（平成28年6月13日現在）

当社は、8期連続で営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローがマイナスの状況が続いております。資金が逼迫する状況においては、役員や株主からの借入等によりキャッシュ・ポジションを維持してまいりました。

田中茂樹

	借入日	返済期日	金額	金利	未払利息
(1)借入金	平成28年3月10日	平成28年4月30日	9,300千円	1.5%	36千円
	平成28年3月18日	平成28年4月30日	7,300千円	1.5%	26千円
	平成28年3月29日	平成28年4月30日	5,000千円	1.5%	15千円
	平成28年3月31日	平成28年4月30日	14,000千円	1.5%	43千円
借入金合計	-	-	35,600千円	-	122千円
(2)求償債務	平成28年3月29日	-	53,484千円	-	-
合計	-	-	89,084千円	-	122千円

債務合計：89,206千円

(1)借入金

当社が資金繰りに窮する状況において、当社代表取締役である田中茂樹より運転資金を借入れました。いずれも返済期日を過ぎておりますが、当社の資金繰りに鑑み承しております。利息は本有価証券届出書提出日までとし、残額は引き続き債務となります。現物出資の対象となる債務は、弁済期限の到来した金銭債務であることから会社法第207条第9項第5号により検査役検査は不要です。

(2)求償債務

当社代表取締役である田中茂樹が当社への運転資金貸付を目的に平成22年9月22日及び平成22年10月1日付でフルブライト投資事業有限責任組合（東京都千代田区二番町7-8 無限責任組合員 石川幸男）より借入れた30百万円について、保証人であった当社はその後の田中との債務引受契約により当社が主債務者となりました。その後、当該債権は二重譲渡され、第二譲受人であるフォーエブリ株式会社（東京都中央区銀座6丁目17番2号 代表取締役 木村直樹）より平成24年2月22日付で東京地方裁判所に貸金返還請求訴訟が提起されました。当社は、債権譲渡における対抗要件具備の観点から第二譲受人は劣後するものと考え争いましたが、平成26年1月22日付で当社敗訴が言い渡されました。当社はこれに対し控訴したところ、平成26年1月31日付で当該債権をフォーエブリ株式会社から譲り受けたとして、株式会社相続手続支援センター東京新橋（東京都港区新橋5丁目10番8号 代表取締役 漆原功和）が訴訟に参加し、最終的に当社は平成26年5月29日付で当該債務の支払いを命ずる判決を受けました。しかしながら、当社は資金繰りの都合で返済できずにおりましたが、保証人である田中が平成28年3月29日付で当該債務（元金30百万円、利息3百万円、遅延損害金20百万円の計53百万円）を株式会社相続手続支援センター東京新橋に支払ったことにより、田中は当社に対して求償債権を有することとなりました。当該債務は、弁済期限の到来した金銭債務であることから会社法第207条第9項第5号により検査役検査は不要です。

- (1)及び(2)の債務合計のうち89,077千円を現物出資の対象といたします。

豊崎修

	借入日	返済期日	金額	金利	未払利息
借入金	平成27年7月8日	-	15,000千円	1.5%	19千円
借入金	平成28年2月1日	平成28年4月30日	47,500千円	1.5%	148千円
合計	-	-	62,500千円	-	168千円

債務合計：62,668千円

当社が資金繰りに窮する状況において、当社取締役である豊崎修より運転資金を借入れました。

豊崎自身が代表を務める株式会社豊崎会計事務所から平成27年7月8日に資金を借入れました。当初は一時的な預り金としておりましたが、本第三者割当を機に、当該債権を法人から豊崎個人が譲り受けるとともに、その位置づけや債務金額、利息を明確にするため、平成28年5月13日付で借入契約を締結いたしました。なお、利息は借入契約締結日より発生しております。

豊崎自身より平成28年2月1日に資金を借入れました、当初は一時的な預り金としておりましたが、本第三者割当を機に、その位置づけや債務金額、利息を明確にするため、平成28年3月30日付で借入契約を締結いたしました。豊崎は、すでに返還請求権を有しておりますが、当社の資金繰りに鑑み返済猶予に関し承しております。なお、利息は借入契約締結日より発生しております。

債務金額のうち62,496千円を現物出資の対象といたします。利息は本有価証券届出書提出日までとし、残額は引き続き債務となります。現物出資の対象となる債務は、弁済期限の到来した金銭債務であることから会社法第207条第9項第5号により検査役検査は不要です。

梅村晋平氏

	借入日	返済期日	金額	金利	未払利息
借入金	平成27年6月30日	平成27年7月10日	1,700千円	5.0%	104千円
借入金	平成28年1月25日	平成28年4月30日	25,000千円	1.5%	78千円
借入金	平成28年2月2日	平成28年4月30日	7,000千円	1.5%	21千円
合計	-	-	33,700千円	-	204千円

債務合計：33,904千円

当社が資金繰りに窮する状況において、当社代表取締役である田中より梅村氏に資金借入をお願いし、借り入れたものです。

平成27年6月30日に6,200千円、平成27年7月2日に1,500千円を借入れ、平成27年7月17日に1,000千円、平成27年8月7日に5,000千円を返済いたしました。その残額は1,700千円です。

平成28年1月25日に25,000千円を借入れました。当初は一時的な預り金としておりましたが、本第三者割当を機に、その位置づけや債務金額、利息を明確にするため、平成28年3月30日付で借入契約を締結いたしました。なお、利息は借入契約締結日より発生しております。

梅村晋平氏の父である梅村文和氏より平成28年2月2日に7,000千円を借入れました。当初は一時的な預り金としておりましたが、本第三者割当を機に、当該債権を梅村文和氏から梅村晋平氏が譲り受けるとともに、その位置づけや債務金額、利息を明確にするため、平成28年3月30日付で借入契約を締結いたしました。なお、利息は借入契約締結日より発生しております。

いずれもすでに返済期日を過ぎておりますが、当社の資金繰りに鑑み、返済を猶予していただいております。債務金額のうち33,693千円を現物出資の対象といたします。利息は本有価証券届出書提出日までとし、残額は引き続き債務となります。現物出資の対象となる債務は、弁済期限の到来した金銭債務であることから会社法第207条第9項第5号により検査役検査は不要です。

Ibuki Japan Fund

	借入日	返済期日	金額	金利	未払利息
借入金	平成28年4月12日	平成28年4月30日	20,000千円	1.5%	106千円
合計	-	-	20,000千円	-	106千円

債務合計：20,106千円

当社取締役の豊崎と既知の間柄であった財務コンサルティング事業を営む株式会社M & J（東京都中央区銀座6-6-1 代表取締役 片田朋希）の代表取締役 片田朋希氏に、資金借入先の紹介を依頼したところ、同ファンドを紹介いただき、平成28年4月12日に200万円を借入れました。すでに返済期日を過ぎておりますが、当社の資金繰りに鑑み、支払いを猶予していただいております。

債務金額のうち19,989千円を現物出資の対象といたします。利息は本有価証券届出書提出日までとし、残額は引き続き債務となります。現物出資の対象となる債務は、弁済期限の到来した金銭債務であることから会社法第207条第9項第5号により検査役検査は不要です。

以上のとおり、現物出資の対象となる債務合計は205,257千円です。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,616,200株	205,257,400	102,628,700
一般募集			
計(総発行株式)	1,616,200株	205,257,400	102,628,700

(注) 1. 第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額のうち、205,257,400円を金銭以外の財産の現物出資による方法で割り当てます。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、102,628,700円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
127	63.5	100株	平成28年6月29日(水)		平成28年6月30日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割り当てます。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に下記申込取扱場所へ現物出資の目的となる金銭債権を払込期日付で充当する旨を記載した株式申込証及び株式引受証を提出するものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社T & Cメディカルサイエンス 業務部	東京都港区芝浦一丁目14番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目12番11号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権付社債(第1回行使価額修正条項付新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社T & Cメディカルサイエンス第1回行使価額修正条項付新株予約権付社債
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	金200,000,000円
各社債の金額	金10,000,000円
発行価額の総額	金200,000,000円
発行価額	各社債の金額100円につき金100円 但し、本行使価額修正条項付新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率	年3%
利払日	平成28年9月1日、平成29年3月1日及び平成29年6月28日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 利払日に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、各々その日までの利息期間相当分を支払う。但し、半か年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 2 利払日が銀行休業日にあたる時は、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 本社債の償還後は、利息は発生しない。また、本行使価額修正条項付新株予約権が行使された場合、当該本行使価額修正条項付新株予約権に係る本社債の利息は、当該本行使価額修正条項付新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後は発生しない。 4 利息の支払場所 株式会社T & Cメディカルサイエンス 業務部
償還期限	平成29年6月28日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 本社債は、平成29年6月28日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本行使価額修正条項付新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、償還日の2週間前までに本新株予約権付社債権者に通知した上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき100円で償還する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき100円で償還する。 4 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 5 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本行使価額修正条項付新株予約権の一方のみを消却することはできない。 6 償還金等の支払場所 株式会社T & Cメディカルサイエンス 業務部

募集の方法	第三者割当ての方法により、合同会社PTBに全額を割り当てる。
申込証拠金	該当事項なし
申込期間	平成28年6月29日
申込取扱場所	株式会社T & Cメディカルサイエンス 業務部 (東京都港区芝浦一丁目14番5号)
払込期日	平成28年6月29日
振替機関	該当事項なし
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項なし

- (注) 1. 本新株予約権付社債は、平成28年6月13日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
2. 本要項に係る新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本行使価額修正条項付新株予約権」といいます。
3. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しません。
4. 財務代理人
財務代理人は設置しません。
5. 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を失います。
- (1) 当社が別記「償還の方法」欄または「利息支払の方法」欄記載の事項に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項記載の事項または、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄記載の事項に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行または是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではありません。
- (5) 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てをし、または当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生法手続開始の決定または特別清算開始の命令を受けたとき。
6. 社債権者に通知する場合の公告
本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができます。
7. 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
8. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知します。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。

- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができます。

9. 元利金支払事務取扱場所(元利金支払場所)
株式会社T & C メディカルサイエンス 業務部

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本行使価額修正条項付新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法： <ol style="list-style-type: none"> (1) 本行使価額修正条項付新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 (2) 本行使価額修正条項付新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は、「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(1)号の出資額を同欄第(2)号の行使価額で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。 2 行使価額の修正基準及び修正頻度：本行使価額修正条項付新株予約権の割当日以降の毎週金曜日(以下、「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む。以下同じ。)のない場合または決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切上げ。以下、「基準価格」という。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項で定める行使価額の修正事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に修正される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。以下、「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の150%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。以下、「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。 3 本行使価額修正条項付新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 199,996,500円(本行使価額修正条項付新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額。ただし、本行使価額修正条項付新株予約権の全部又は一部が行使されない場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。) 4 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につきで繰上償還することができる(別記「償還の方法」欄第5項を参照。) 5 本新株予約権付社債権者はその裁量により本行使価額修正条項付新株予約権を行使することができる。ただし、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定を行うことができる。
<p>本行使価額修正条項付新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。)</p>

<p>本行使価額修正条項付新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本行使価額修正条項付新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、11,500円を別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める行使価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 2 当社が別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号に従って行使価額(別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> 3 前項の調整は当該時点において未行使の本行使価額修正条項付新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。ただし、別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
<p>本行使価額修正条項付新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本行使価額修正条項付新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各本行使価額修正条項付新株予約権の行使に際して出資される財産は、本社債とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本行使価額修正条項付新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、115円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、本項2項及び第3項の規定に従って修正又は調整されるものとする。 2 行使価額 <p>行使価額は当初115円とする。(ただし、本欄第3項及び第4項による修正及び調整を受ける。)なお、「上限行使価額」を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とし、「下限行使価額」を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p>

3 行使価額の修正

平成28年6月29日(割当日)以降の毎週金曜日(以下「決定日」という)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む。以下同じ。)のない場合または決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という)における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切上げ。以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第4項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第4項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の150%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、第4項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をすときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
<p>本行使価額修正条項付新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>199,996,500円</p> <p>(注) 本行使価額修正条項付新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての本行使価額修正条項付新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、本行使価額修正条項付新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本行使価額修正条項付新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。</p>
<p>本行使価額修正条項付新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本行使価額修正条項付新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本行使価額修正条項付新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本行使価額修正条項付新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「本行使価額修正条項付新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本行使価額修正条項付新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本行使価額修正条項付新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

本行使価額修正条項付新株予約権の行使期間	平成28年6月30日から平成29年6月28日(但し、平成29年6月28日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
本行使価額修正条項付新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本行使価額修正条項付新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社T & Cメディカルサイエンス 業務部 東京都港区芝浦一丁目14番5号 2 本行使価額修正条項付新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3 本行使価額修正条項付新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。
本行使価額修正条項付新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 本行使価額修正条項付新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本行使価額修正条項付新株予約権の行使を行うことはできない。 2 東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の引受人による行使を制限するよう措置を講じるため、割当予定先との間で、本転換社債に加え、本行使価額修正条項付新株予約権の行使及び転換により増加する株式の数が、行使及び転換を行おうとする日を含む暦月の1ヶ月において払込時点の発行済株式総数の10%を越える部分にかかる行使を行わない(当社が本行使価額修正条項付新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本行使価額修正条項付新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、複数の者による新株予約権等の行使数量を合算するとともに同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする)。 3 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
本行使価額修正条項付新株予約権の譲渡に関する事項	本行使価額修正条項付新株予約権の譲渡は禁止するものとする。
代用払込みに関する事項	各新株予約権の行使に際して出資される財産は本行使価額修正条項付新株予約権に係る本社債及び別記「本行使価額修正条項付新株予約権行使時の払込金額」欄第1項記載の計算式で算出された金額の本社債であります。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債の概要

- ・本新株予約権付社債に付されている本行使価額修正条項付新株予約権の総数は17,391個です。
- ・各社債の払込金額は10,000,000円(各社債の金額100円につき金100円)となります。
- ・本行使価額修正条項付新株予約権1個当たりの払込金額は、11,500円と固定されており、本行使価額修正条項付新株予約権の目的となる株式の総数は、1個当たりの払込金額を行使価額で除した数(1株未満の端数切上げ)です。
- ・本行使価額修正条項付新株予約権の行使価額は、当初115円(発行決議日前1ヶ月間の東証平均終値の90%)ですが、平成28年6月30日以降、本行使価額修正条項付新株予約権の各行使請求に係る行使請求書が行使請求受付場所に提出された日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の上限は172円、下限は58円(発行決議日の東証終値)であり、修正後の価額が上限行使価額を上回る、もしくは下限行使価額を下回ることとなる場合には、上限行使価額または、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・本行使価額修正条項付新株予約権の行使可能期間は、払込期日の翌取引日以降約1年間(平成28年6月30日から平成29年6月28日まで)であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。
- ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により本新株予約権付社債が残存する期間中を通じて、残存する本新株予約権付社債の全部を本新株予約権付社債の社債要項記載の手続きに従って繰上償還することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

2. 本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、平成27年11月期末において611百万円の債務超過状態となり、平成28年11月末日までに債務超過が解消されなければ上場廃止となります。当社としては、平成28年11月末日に債務超過が解消されないことにより当社株式が上場廃止となることが、既存株主の利益の最大の毀損となると考えており、上場廃止を回避すべく、できる限りの資本の増強を行うことを検討いたしました。

エクイティ・ファイナンスによる資本の増強を行うことの詳細な検討の結果として、まず、債務超過の状況に鑑みると公募増資や株主割当増資による十分な応募は期待できないと判断し検討から除外いたしました。次にノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項第3号に定める業績要件である2期連続の経常赤字に該当することから実施することはできません。さらに金融機関からの新規借入は、当社が現時点で既存借入の返済について、金融機関と定期的に交渉しながら、当社の事業活動に影響のない範囲で借入金の返済を行っている状況であることから、困難であると判断いたしました。

また、当社グループは8期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスの状態であり、平成28年11月期において、営業損失又は営業キャッシュ・フローがマイナスの状況であれば上場廃止となることから、上場廃止を回避するためには、事業による利益を確保することが必要不可欠です。そのための資金を捻出するため、金銭出資による新株式の発行を視野に入れましたが、現在の当社の状況においては、全額を新株式で引き受けて頂ける割当予定先を見つけることはできませんでした。

そのため、調達資金の一部については、資金の返済義務が生じる可能性を有するものの、一度に資金の入金を行うことができる転換社債での調達を視野に入れ、割当予定先との折衝において、行使価額修正条項付新株予約権付社債についての提案を受けました。当社として検討した結果、行使価額修正条項付新株予約権付社債であれば、一度に資金の調達が可能となること、また株価が行使下限価額までの範囲において、株価が下落した場合においても、株式の転換が行われることとなり、社債の返済を必要としないこととなることから、当社としてもメリットがあるものと判断いたしました。

3. 本行使価額修正条項付新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社が割当予定先との間で締結する第三者割当契約(以下「総額引受契約」といいます。)には、下記の内容の条項が含まれております。

当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の引受人による行使を制限するよう措置を講じるため、割当予定先との間で、本社債に加え、本行使価額修正条項付新株予約権の行使及び転換により増加する株式の数が、行使及び転換を行おうとする日を含む暦月の1ヶ月において払込時点の発行済株式総数の10%を越える部分にかかる行使を行わない(当社が本行使価額修正条項付新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本行使価額修正条項付新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、複数の者による新株予約権等の行使数量を合算するとともに同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする)ことについて、本行使価額修正条項付新株予約権の割当予定先による行使を制限する。

割当予定先は、上記所定の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本行使価額修正条項付新株予約権の権利行使を行わないことに同意し、本行使価額修正条項付新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本行使価額修正条項付新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについての確認を行います。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

割当予定先は、本行使価額修正条項付新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

7. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- (1) 本行使価額修正条項付新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本行使価額修正条項付新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本行使価額修正条項付新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本行使価額修正条項付新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「本行使価額修正条項付新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

8. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本行使価額修正条項付新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

5 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし

6 【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	17,391個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	6,278,151円
発行価格	1個につき361円(1株当たり3.61円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年6月29日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社T & Cメディカルサイエンス 業務部 東京都港区芝浦一丁目14番5号
払込期日	平成28年6月29日(水)
割当日	平成28年6月29日(水)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店 東京都港区新橋二丁目12番11号

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社T & Cメディカルサイエンス第11回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る募集は、平成28年6月13日(月)開催の当社取締役会決議において決議されております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。
3. 払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当ては行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。
合同会社P T B

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社T & Cメディカルサイエンス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,739,100株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は当社普通株式100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、115円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくはは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当の場合を含む。)、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(2)号からまでの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号からにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}$ <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p>
--	---

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>206,274,651円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年6月30日から平成30年6月29日(但し、平成30年6月29日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社T & Cメディカルサイエンス 業務部 東京都港区芝浦一丁目14番5号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店 東京都港区新橋二丁目12番11号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金361円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。
2. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
3. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
4. 本新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。
5. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期
- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。
6. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
7. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
8. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 「(2) 新株予約権の内容等」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
406,274,651	27,540,825	378,733,826

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権付社債の発行価額の総額200,000,000円及び新株予約権の発行価額の総額6,278,151円と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の199,996,500円を合算した金額であります。
2. 新株式による発行は、全額、金銭以外の財産による現物出資の方法によるものです。
3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 本新規発行にかかる諸経費の内訳は、発行に係る諸経費27,540千円の内訳は、本件第三者割当増資の割当候補先である合同会社P T Bの紹介に係る紹介手数料として19,999千円（株式会社M & J（東京都中央区 代表取締役 片田朋希、なお割当予定先の行使金額の総額に応じて変動します。）、独立委員会費用2,000千円、本新株予約権及び本新株予約権付社債の評価費用約2,000千円、登記費用その他約3,541千円等を予定しております。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
6. 調達資金を実際に支出するまでは、当社グループの銀行口座にて資金は管理いたします。

(2) 【手取金の使途】

当社グループにおける喫緊の課題のひとつである債務超過を解消するため、本件第三者割当増資においてご協力いただける方の債権を現物出資していただくこと、また、営業利益、営業キャッシュフローを正にし、黒字化する取組みとして、次のとおり調達資金を充てるものです。

現物出資の対象となる財産205百万円の具体的な使途と支払時期

資金使途	金額(百万円)	支出時期
借入金の返済	55	平成28年2月～平成28年3月
検診設備	38	平成27年7月～平成28年2月
人件費	37	平成28年1月～平成28年4月
子会社への貸付	33	平成27年7月～平成28年3月
弁護士等専門家報酬	20	平成28年2月～平成28年4月
研究開発費	8	平成28年1月～平成28年4月
広告宣伝費	5	平成28年2月～平成28年3月
家賃	4	平成28年1月～平成28年3月
I R費用	2	平成28年1月～平成28年3月
商品仕入	1	平成28年1月
税金等	1	平成28年1月
旅費交通費	1	平成28年3月

借入金の返済

第1〔募集要項〕1.新規発行株式（注）4 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容 田中茂樹（2）求償債権に記載のとおり、平成28年3月29日に株式会社相続手続支援センター東京新橋に53百万円を支払いました。また、平成28年2月から3月において銀行からの借入返済及び利息の支払いに2百万円を充当いたしました。

検診設備

平成27年7月に提携先の医療法人社団コスモフィールド（東京都新宿区左門町20番地 院長 宇野公一）が使用する検診装置の立替払いに100万円、平成28年2月に検診設備等の前払いとして280万円を充当いたしました。

人件費

平成28年1月から4月において、給与の支払いに260万円、社会保険の支払いに110万円を充当いたしました。

子会社への貸付

子会社における人件費、家賃等諸費用の支払いのため、平成27年7月に500万円及び平成28年2月から3月において280万円を貸付けました。

弁護士等専門家報酬

平成28年2月から4月において、弁護士、監査法人、コンサルティング等報酬の支払いに200万円を充当いたしました。

研究開発費

平成28年1月から4月において、EndoSCAを使った再生医療の研究開発費用として800万円を充当いたしました。

広告宣伝費

平成28年2月から3月において、再生医療に関する学会の共催費用等として500万円を充当いたしました。

家賃

平成28年1月から3月において、事務所家賃の支払いに400万円充当いたしました。

IR費用

平成28年1月から3月において印刷会社や株主名簿管理人の支払いに200万円を充当いたしました。

商品仕入

平成28年1月に「RAD（レダクターゼAD）」の仕入代金として100万円を充当いたしました。

税金等

平成28年1月に納税として100万円を充当いたしました。

旅費交通費

平成28年3月に従業員の出張旅費交通費の精算として100万円を充当いたしました。

本新株予約権付社債の発行により調達する資金200百万円から発行諸経費を除いた手取概算額172百万円の具体的な用途と支出予定時期

資金用途	金額(百万円)	支出予定時期
() 先端医療機器の仕入	40	平成28年6月～平成28年11月
() ヘルスケア商品の仕入	26	平成28年6月～平成28年11月
() EndoSCA自動培養装置の購入	7	平成28年6月～平成28年11月
() (有)ダイヤモンドムーンへの投資	50	平成28年6月～平成28年7月
() 運転資金(未払経費)	49	平成28年6月～平成28年8月

本新株予約権の行使により調達する資金206百万円の具体的な使途と支出予定時期

資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
() 先端医療機器の仕入	40	平成28年6月～平成28年8月
() ヘルスケア商品の仕入	48	平成28年6月～平成28年8月
() EndoSCA自動培養装置の購入	63	平成28年6月～平成28年11月
() 運転資金(未払経費)	55	平成28年6月～平成28年8月

() 先端医療機器の仕入

当社グループの先端医療機器輸入販売事業において取り扱っているスペインのONCOVISION社製の「乳房用ボジトロンCT装置 MAMMI(以下、MAMMIといいます。)」は、輸入販売元である株式会社メディテックファーマーが平成28年3月16日に厚生労働大臣より医療機器製造販売の承認を受けました。従来の乳がん検診機器は、強い力で乳房を挟み押しつけることから、女性の中には、乳がん検診の重要性は理解しながらも、その痛みにより受診を避ける方が多くいます。MAMMIは、従来の乳がん検診装置と異なり、乳房を挟む必要がなく、痛みを伴わずに撮影することができます。当社は、平成28年11月期において、「痛くない乳がん検診」を実現している同機の販売を目指しており、平成28年6月から11月の間に80百万円をMAMMIの仕入資金に充当いたします。

() ヘルスケア商品の仕入

当社が扱っているヘルスケア商品「RAD(レダクターゼAD)」は、健康寿命の実現に貢献する酵素ドリンク(清涼飲料水)です。本商品の主成分である天然型のN-アセチルグルコサミンは、じっくりと時間をかけて酵素加水分解することで生産され、自然界(体内)に存在するものと同様のものが得られます。通常のグルコサミンは、グルコサミン塩酸塩またはグルコサミン硫酸塩と言われるもので、酸分解して抽出された成分であり、苦渋味がします。N-アセチルグルコサミンは、通常のグルコサミンに比べて体内への吸収率が約3倍と高く、また自然な甘さがあります。N-アセチルグルコサミンを含んだ商品は他にも多くありますが、そのほとんどは錠剤です。錠剤にするためには、成分を混合しプレスをかけますので、本来の成分を壊してしまい、そのため製品効果は薄くなります。一方、本商品は成分を壊すことのないドリンク剤となっており飲みやすく、富山湾の深層水を脱塩処理した水が使用されています。この水には、健康維持に欠かせない微量栄養素のカルシウムやマグネシウムなどのミネラルがバランスよく含まれ理想の飲料といえます。当該商品の販売実績は、平成27年11月期において4百万円、平成28年11月期第1四半期において3百万円でしたが、本第三者割当により当社が仕入資金を調達できる見込みとなったタイミングで、これまで交渉を続けてきた広州憶喜生物科技有限公司(広州市天河区珠江新城珠江東路13号 董事長 易丁萍)とMedisun Holding Limited(25/F., Octa Tower, 8 Lam Chak Street, Kowloon Bay, Hong Kong Chairman Danny Wong)への販売を目指しております。平成28年6月から平成28年8月にかけて、国際メディカル研究所(大阪府吹田市江坂町1-23-43 代表取締役 肥後春男)より同商品の仕入資金として74百万円を充当いたします。

() EndoSCA 自動培養装置の購入

当社は、「内在性幹細胞活性化因子(Endogenous Stem Cell Activator: EndoSCA)」及び「EndoSCAを使った再生医療」の研究開発・技術提供を行っております。EndoSCAとは、幹細胞を培養する際に幹細胞が分泌する産生物質(サイトカインといわれるたんぱく質群)のことで幹細胞移植と同等の治療効果をもっています。「EndoSCAを使った再生医療」とは、幹細胞そのものを移植するのではなく、幹細胞の培養液中に分泌された「EndoSCA」を投与するという医療技術です。

当社ではこれまで、発明者である名古屋大学上田実名誉教授の姓を用いて「上田因子」と名付けておりましたが、平成28年3月末に上田実氏が当社を退社したことに伴い、「内在性幹細胞活性化因子(Endogenous Stem Cell Activator: EndoSCA)」と名称を変更いたしました。

これまでの幹細胞移植による再生医療は、そのほとんどが自己細胞によるものであり、治療をはじめる前にあらかじめ本人の細胞を採取する必要がありました。全身麻酔や部分麻酔を行ったうえで骨髄や脂肪を採取し、その中から幹細胞を取り出し培養して移植する方法です。本人以外の細胞を移植した場合は免疫拒絶反応を起こしてしまうため、他人の細胞を使用することはほとんど行われていませんでした。また、乳歯の歯髄や臍帯など小児の頃までに失ってしまう幹細胞を使用することはほとんど不可能でした。しかし、EndoSCAを用いた治療では、細胞自体は使わず、細胞の産生する液性成分のみ使用するので免疫拒絶反応を起こすことはあ

りません。他人の幹細胞から作製したEndoSCAも使用することができるため、骨髄や脂肪だけでなく歯髄や臍帯の幹細胞も使用することが可能です。しかも、あらかじめEndoSCAを作製して保存しておけば、事故などの緊急時でもすぐに使用することができます。

これまで名古屋大学を中心に、さまざまな疾患を対象として、EndoSCAの治療効果が調べられてきました。動物実験などでEndoSCAの有効性が確認された疾患は、脳梗塞、アルツハイマー病、脊髄損傷、骨関連疾患、皮膚疾患、肺疾患、低酸素脳症、糖尿病、心筋梗塞、末梢神経疾患、関節リウマチ、肝炎、多発性硬化症があります。しかしながら、EndoSCAに含まれるすべての成分や効果が明らかになっているわけではなく、まだまだ研究途上の治療方法であります。

当社は、EndoSCAを生成するための自動培養装置等を平成28年6月から平成28年11月の間に購入する費用として70百万円充当する予定です。この自動培養装置について、EndoSCAが正しく生産できるよう当社が調整、テストを行ったうえで国外の医療機関への販売を目指します。

() 有限会社ダイヤモンドムーンへの投資

当社は、当社代表取締役田中茂樹の古くからの知人である、有限会社ダイヤモンドムーン(東京都品川区大崎4-2-2 取締役 多畑志朗) 取締役多畑志朗氏より弁当販売の出店に関する相談を受けました。現在、食品業界の売上は横ばいですが、中食と言われる弁当等の売上は大きく伸びている状況です。有限会社ダイヤモンドムーンが手掛ける「大勝軒」ブランドの中華弁当は、主にお弁当のフードコート「屋台デリ」で販売しており、大変好評で売上を伸ばしていることから、出店拡大を目指しています。現在の「大勝軒」ブランドの弁当は「たっぷりな量とこってりした味」が特徴で男性客が多く見受けられますが、当社は、顧客層を広げ女性客や生活習慣病が気になる顧客向けに健康志向の弁当を販売することで、売上を拡大させる機会があると考え、健康志向の弁当を共同で開発することを提案したところ、多畑氏の賛同を得ました。当社は平成28年6月から7月の間に5百万円を有限会社ダイヤモンドムーンに出資することで持分法適用関連会社(出資比率20.0%)とする予定です。さらに、有限会社ダイヤモンドムーンは、「屋台デリ」への出店拡大を目指しており、当社はその出店にかかる費用として45百万円を貸付けます。

今後、当社は有限会社ダイヤモンドムーンと共同で健康志向の弁当を開発するとともに、当社が弁当の製造を外部に委託し、有限会社ダイヤモンドムーンに弁当販売を委託するという、当社による弁当販売を検討してまいります。このように、当社は、健康志向の弁当をヘルスケアの一部として位置付け、売上増を図ってまいります。また、中国からの出店依頼もあることから、共同で中国への出店も検討しております。

() 運転資金(未払経費)

上記用途を除く104百万円については、平成28年6月から8月において未払いの家賃や弁護士等の専門家報酬等の支払いに充当する予定です。

なお、新株予約権の行使が進まず、上記資金用途の支払予定時期に充当する資金に不足が生じた場合の対応は次のように考えております。現在当社へ貸し付けている当社役員や株主は、当社が返済できていないことから追加の貸付を行うことは現時点では困難であります。既存の債権を現物出資して株式を取得することにより、債権債務関係が一旦清算されるので、これらの者に対して追加の借入を申し入れる予定であります。また、新株予約権の行使が進まない間にも、まずは7.新規発行による手取金の用途(2)手取金の用途 本新株予約権付社債の発行により調達する資金200百万円から発行諸経費を除いた手取概算額172百万円の具体的な用途と支出予定時期に記載のとおり、() 先端医療機器の仕入、()ヘルスケア商品の仕入、()EndoSCA自動培養装置の購入、()有限会社ダイヤモンドムーンへの投資に充当した結果、() () ()については、それぞれを販売することで平成28年8月から9月に投資した資金の回収を見込んでおり、()については、弁当販売により平成28年7月からの資金回収を見込んでおります。このように新株予約権付社債で調達した資金から投資した金額を回収することで、それを改めて新株予約権の行使額分に相当するものとして残りの資金用途に充当することができるものと考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要		
氏名	田中 茂樹	
住所	愛知県安城市	
職業の内容	勤務先の名称及び役職	株式会社T&Cメディカルサイエンス 代表取締役
	所在地	東京都港区芝浦一丁目14番5号
	事業の内容	医療関連事業
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社普通株式を964,600株所有しております。	
人事関係	当社の代表取締役を務めております。	
資金関係	当社に対して89百万円の債権を有しております。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

a 割当予定先の概要		
氏名	豊崎 修	
住所	東京都中央区	
職業の内容	勤務先の名称及び役職	株式会社豊崎会計事務所
	所在地	東京都中央区銀座4丁目9番8号
	事業の内容	税務代理
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社普通株式を291,000株所有しております。	
人事関係	当社の社外取締役を務めております。	
資金関係	当社に対して62百万円の債権を有しております。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません	

a 割当予定先の概要		
氏名	梅村 晋平	
住所	愛知県豊田市	
職業の内容	勤務先の名称及び役職	株式会社梅村 代表取締役
	所在地	愛知県豊田市浄水町伊保原155番地
	事業の内容	不動産の賃貸・監理
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	該当事項はありません。	
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	当社に対して33百万円の債権を有しております。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

a 割当予定先の概要	
名称	Ibuki Japan Fund(イブキ ジャパン ファンド)
所在地	ケイマンコーポレートセンター ホスピタルロード27 ジョージタウン グランドケイマン ケイマン島 (Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Island)
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	Director Hiroki Matsuki
資本金	USD10,000
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	Hiroki Matsuki 100%
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社に対して20百万円の債権を有しております。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	
名称	合同会社P T B
所在地	東京都千代田区九段北一丁目15番12号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 星野 智之
資本金	10,000円
事業の内容	経営コンサルティング
主たる出資者及びその出資比率	星野 智之 100%
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c . 割当予定先の選定理由

当社は、平成27年11月期末に債務超過及び8期連続で営業損失・営業キャッシュ・フローがマイナスとなったことから、債務超過の早期解消を図るため、また、黒字転換を図るために必要な事業資金の調達を検討してまいりました。そして、本第三者割当増資に当たっては、反社会的勢力に関わりがないことは当然のこと、当社の現在の財務状況、経営方針、将来の企業価値の向上につながる施策を理解していただき、協力いただけるという視点から割当予定先の選定を行いました。

田中茂樹は、当社役員として、当社が債務超過及び業績に関し上場廃止の猶予期間中であることは当然承知しております。代表取締役の立場から当社の債務超過を迅速に解消する一助になるようにと、当社に対する債権89,077千円を現物出資する旨の申し出を受け割当予定先として選定いたしました。

豊崎修は、当社役員として、当社が債務超過及び業績に関し上場廃止の猶予期間中であることは当然承知しております。取締役の立場から当社の債務超過を迅速に解消する一助になるようにと、当社に対する債権62,496千円を現物出資する旨の申し出を受け割当予定先といたしました。

梅村晋平氏は、平成25年9月に実施した新株式発行による第三者割当増資を契機に当社の大株主となりました。株主として、当社が債務超過及び業績に関し上場廃止の猶予期間中であることは、当社の適時開示情報等を確認されてご存知であり、代表取締役の田中からも、平成28年11月期末までに債務超過の解消及び営業利益または営業キャッシュ・フローを正としなければ上場廃止となる旨、また当社としては本第三者割当を含んだ業績回復を図るための施策等実施しなければならない旨を説明いたしました。その上で梅村氏は、当社が注力する医療関連事業を継続できるよう支援したいと、当社に対する債権33,693千円を現物出資する旨の申し出をいただいたことから、割当予定先として選定いたしました。

Ibuki Japan Fundについては、以下のとおりです。当社取締役の豊崎と既知の間柄であった財務コンサルティング事業を営む株式会社M & J（東京都中央区銀座6 - 6 - 1 代表取締役 片田朋希）の代表取締役 片田朋希氏に、資金借入先の紹介を依頼したところ、同ファンドを紹介いただき、平成28年4月12日に200万円を借入れました。その後、本第三者割当に際して、同ファンドの業務執行責任者である松木悠宣氏にあらためて当社の事業内容や経営方針、現在、債務超過及び業績において上場廃止の猶予期間中であること、さらには、本第三者割当を含んだ業績回復を図るための施策等を説明したところ、当社の状況をご理解いただいたうえで、当該施策へのご賛同をいただき、当該債権のうち19,989千円の現物出資を快諾いただいたことから割当予定先として選定いたしました。

合同会社P T Bについては、以下のとおりです。Ibuki Japan Fundと同じく株式会社M & Jの片田朋希氏より、上場企業のI R 支援コンサルティングを行う株式会社A D C C（東京都千代田区九段北1 - 15 - 12 代表取締役 星野智之）を紹介していただき、当社代表の田中が星野智之氏と面談いたしました。星野氏はすでに片田氏よ

り当社の状況を聞いておられましたが、田中よりあらためて当社の事業内容や経営方針、現在、債務超過及び業績において上場廃止の猶予期間中であること、さらには、本第三者割当を含んだ業績回復を図るための施策等を説明したところ了承いただきました。星野氏は上場企業の資金調達実務に造詣が深い一方、株式会社ADCCにおけるIR支援業務の中立を保つために株式会社ADCCで本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受は行わず、投資専用のSPCである合同会社PTBを通じて割当てを受けたいとの要望があり、合同会社PTBを割当予定先として選定いたしました。

なお、当社役員である田中茂樹及び豊崎修は、本新株式の発行の割当予定先です。よって、特別の利害関係を有するため利益相反回避の観点から、本新株式の発行決議には参加しておりません。

d. 割り当てようとする株式の数

田中茂樹	新株式	701,400株
豊崎修	新株式	492,100株
梅村晋平	新株式	265,300株
Ibuki Japan Fund	新株式	157,400株
合同会社PTB	新株予約権付社債	17,391個
		(当初行使価額における目的となる株式の数1,739,100株)
	新株予約権	17,391個
		(目的となる株式の数1,739,100株)

e. 株券等の保有方針

割当予定先のうち、田中茂樹、豊崎修は、当社株式を2年程度を目途として保有する方針である旨を口頭で確認しております。梅村晋平氏は、当社株式を6ヶ月程度保有し、状況に応じて売却を検討する可能性がある旨を口頭で確認しております。

Ibuki Japan Fundは、純投資を目的としており、当社株式の株価次第で本株式の売却を行う可能性があるとのことです。

合同会社PTBは、純投資を目的に、都度、新株予約権を行使した場合に取得する当社株式については当社株式の株価次第で本株式の売却を行う可能性があるとのことです。具体的には、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権については、行使まで保有したうえで、積極的に行使することを前提としており、都度、新株予約権を行使した場合に取得する当社株式については当社株式の株価次第で本株式の売却を行う可能性があるとのことです。新株予約権証券に係る新株予約権についても、積極的に行使することを前提としており、都度、新株予約権を行使した場合に取得する当社株式については当社株式の株価次第で本株式の売却を行う可能性があるとのことです。

なお、当社と割当予定先である合同会社PTBは、東京証券取引所の定める上場規程第434条第1項、施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づきMSCB等の引受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じております。

また、本新株式の割当予定先との間において、本新株式の発行日(平成28年6月30日)より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法等を当社に書面で報告をすること及び株式会社東京証券取引所へ報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

田中茂樹、豊崎修、梅村晋平氏及びIbuki Japan Fundについては、当社に対する金銭債権の現物出資(デットエクイティスワップ)によるものであるため、金銭の払込みはありません。

合同会社PTBからは、預金通帳の写しを受領して、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認しております。なお、当該資金は全て株式会社ADCCからの借入金であり、株式会社ADCCの当該資金は、自己資金であると聞いております。

g. 割当予定先の実態

当社は、当社役員を含めた割当予定先ならびに割当予定先の役員及び主要株主が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、並びに割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、インターネット検索サイトを利用した検索を行った結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、当社は、日経テレコン21を利用し、割当予定先、法人名、役員名等についてキーワード検索を行うことにより反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが全く検索されなかったため、反社会的勢力等とは一切関係を有しないと判断いたしました。さらにその判断を補完すべく、第三者調査機関である株式会社中央情報センター(大阪府大阪市天王寺生玉前町1-26代表取締役安岡優子)に調査を依頼し、同社からも反社会的勢力との関係を有していないことを確認した調査報告書を受領しておりますので、当社の上記判断が補完され、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

株式について該当事項はありませんが、新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとされております。また、新株予約権付社債については、譲渡禁止とされております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

当社は、直前取引日より1ヶ月間の平均株価が当社の実態を適正に表しているものと判断していることから、本新株式の払込金額につきましても、本新株式の払込金額に係る取締役会決議日の直前取引日(平成28年6月10日)より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値127円といたしました。なお、当該発行価額は、取締役会決議日の直前取引日(平成28年6月10日)の終値195円から34.87%ディスカウント、直前取引日から3ヶ月間の終値平均125.85円から0.91%プレミアム、直前取引日から6ヶ月間の終値平均130.28円から2.52%ディスカウントとなっております。

本新株式に係る払込金額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

この点からすると、決算発表等これまで当社が開示してまいりました業績内容等と、直近の当社普通株式の市場価格が、特段の要素がないにも関わらず大きく上昇している事実を踏まえ、当社といたしましては、平成28年11月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)を開示した平成28年4月13日以降の株価推移を勘案し、直前取引日より1ヶ月間の平均株価が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

上記払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に照らしても、特に有利な払込金額には当たらないと判断いたしました。なお、当社は、当社の監査等委員会より、本新株式の払込金額は上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、本新株予約権の算定と同様に、公正性を期すため独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に本新株予約権付社債の価格の評価を依頼しました。当該機関は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、基準となる当社株価195円(平成28年6月10日の終値)、当初行使価額115円(平成28年6月10日より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値を基準として9.54%ディスカウントした価額)及び行使価額の上限並びに下限額、ボラティリティ41.70%(平成28年5月から遡って1年間をもって算出)、権利行使期間1年、リスクフリーレート-0.263%(評価基準日における1年物国債レート)、配当率0.00%、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円につき97.66円と算定しました。なお、モンテカルロ・シミュレーションにおいて、割当予定先及び当社は転換・償還に係る権利行使時の価値と権利不行使時の価値を比較し、それぞれにとってより経済的に有利な状況となるように転換・償還を行うものとさ

れるため、株価上昇時等で行使権行使時の経済価値が行使権不行使時の経済価値を上回る場合には割当予定先による権利行使がなされること、株価下落時等で繰上償還実施時の経済価値が繰上償還不実施時の経済価値を下回る場合には当社による償還がなされないこと等が想定されております。

また、本転換社債に付された新株予約権の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本転換社債に付された発行条件及び本新株予約権の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債及び新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

なお、当社の監査等委員会からも、上記の算定は、その算定過程及び前提条件に関して第三者評価機関から提出されたデータや資料に照らし合理的なものであると判断できることから、その公正価値評価額は適正かつ妥当な価額であり、当該算定結果を上回る発行価額とすることは、当社において不利益はなく、特に有利な金額には該当しないと判断をする旨の意見を得ております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役社長 能瀬元)に依頼しました。当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果を基準として、本新株予約権の発行価額について、算定結果を勘案し1個当たり361円といたしました。

なお、第三者機関は、当社取締役会決議日の直前取引日(平成28年6月10日)の株価195円、権利行使価額115円(平成28年6月10日より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値を基準として9.54%ディスカウントした価額)、ボラティリティ38.58%(平成28年5月から遡って2年間をもって算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.248%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき361円であるとの結果を得ております。

また、当該機関の公正価値の算定の前提条件は、割当予定先が随時権利行使を行うものとし、株式の流動性については、行使して得た株式は1日当たり売買出来高の中央値の約10%ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使をするというものです。なお、発行体は、基本的に割当先の権利行使を待つものとするということを前提としております。

また、取得条項(コール・オプション)については、発動後2週間後に取得するものとしております。

さらに、発行体が取得条項を行使した場合に、割当予定先は、取得日までは上記と同様に流動性を考慮し、日々の一定量の行使及び売却を行い、取得日に残数を発行会社が全て取得するという前提を置いております。

上記東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が評価算出した本新株予約権1個につき361円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

本新株予約権の行使価額については、本件第三者割当の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(平成28年6月10日)より遡って1ヶ月間における株価終値の平均値127円に0.9を乗じた金額である1株115円に決定いたしました。

本新株予約権の行使価額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

この点からすると、決算発表等これまで当社が開示してまいりました業績内容等と、直近の当社普通株式の市場価格が、特段の要素がないにも関わらず大きく上昇している事実を踏まえ、当社といたしましては、平成28年11月期第4半期決算短信を開示した平成28年4月13日以降の株価推移を勘案し、直前取引日より遡って1ヶ月間の平均株価が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

また、行使価額のディスカウント率を10%とした経緯といたしましては、割当予定先と協議する中で、当社が上場廃止猶予期間に入っている現状を勘案して10%のディスカウントをしてほしい旨の要望がありました。

当社としては、協議・検討の結果、希薄化等の懸念はあるものの、現状の株価変動の大きさを考慮し、割当予定先からのディスカウントの要望を重要視し、割当予定先からの申し入れを受け入れることとしました。

以上のことから、当社は、当社の監査等委員会より、本新株予約権の算定を、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していることと認められ、また、割当予定先とも契約関係になく独立した立場であると認められた第三者評価機関が評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して第三者評価機関から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断をする旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

現時点における当社の発行済株式総数は、9,638,600株(議決権総数は96,383個)であります。

本新株式の発行により増加する株式数は1,616,200株(議決権数は16,162個)で、現時点における発行済株式総数に対して16.77%(議決権数で16.77%)の希薄化が生じます。また、本新株予約権付社債が当初行使価格で全額株式転換された場合により増加する株式数は1,739,100株(議決権数は17,391個)で、現時点における発行済株式総数に対して18.04%(議決権数で18.04%)の希薄化が生じます。さらに、本新株予約権証券の目的である株式数は1,739,100株(議決権数は17,391個)で、現時点における発行済株式総数に対して18.04%(議決権数で18.04%)の希薄化が生じます。このように、本新株式の発行、本新株予約権付社債の行使及び新株予約権の行使により増加する株式の合計は5,094,400株(議決権の合計数は50,944個)となり、現時点における発行済株式総数に対して52.85%(議決権数で52.86%)の希薄化が生じます。

加えて、本新株予約権付社債には、行使価額修正条項が付されていることから、下限行使価額にて全個数が権利行使された場合により増加する株式数は3,443,418株(議決権数は34,434個)で、現時点における発行済株式数に対して35.73%(議決権数で35.73%)の希薄化が生じます。よって、その場合、本新株の発行、本新株予約権付社債の行使及び本新株予約権の行使により増加する株式の合計は6,798,718株(議決権数は67,987個)となり、現時点における発行済株式総数に対して70.54%(議決権数で70.54%)の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の目的である株式並びに本新株予約権付社債の転換対象株式の総数6,798,718株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は145,070株、過去3ヶ月間における1日当たりの平均出来高は90,825株及び過去1ヶ月間における1日当たりの平均出来高は175,600株となっており、取引日によっては出来高が100万株を超える日もあること、上記のように割当予定先から随時積極的に新株予約権を行使する意向表明がある一方、1日当たりの当社株式の出来高の10%程度を上限に売却していく方針を表明していることから、上記株式の総数6,798,718株が新株予約権の行使期間2年間(245日/年営業日で計算)で売却されると仮定すると、1日当たりの売却株式数は、13,960株となり上記の過去6ヶ月間における1日当たりの平均出来高145,070株に対しても9.60%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、当社の資金需要に応じて行使され又は当社が行使請求を行う場合には、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

このように、本件第三者割当による資金調達を行うことで、当社グループの競争力が強化され、また調達する資金は当社の事業運営に資するものであり、かつ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるため、当社の企業価値向上が期待されることから、本件第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

現時点における当社の発行済株式数は、9,638,600株(議決権総数は96,383個)であります。

本件新株式の発行により増加する株式数は1,616,200株(議決権数は16,162個)で、現時点における発行済株式数に対して16.77%(議決権数で16.77%)の希薄化が生じます。また、本新株予約権付社債が当初行使価格で全額株式転換された場合により増加する株式数は1,739,100株(議決権数は17,391個)で、現時点における発行済株式数に対して18.04%(議決権数で18.04%)の希薄化が生じます。さらに、本新株予約権証券の目的である株式数は1,739,100株(議決権数は17,391個)で、現時点における発行済株式数に対して18.04%(議決権数で18.04%)の希薄化が生じます。これらにより増加する株式の合計は5,094,400株(議決権の合計数は50,944個)となり、現時点における発行済株式数に対して52.85%(議決権数で52.86%)の希薄化が生じます。

加えて、本新株予約権付社債には、行使価額修正条項が付されていることから、下限行使価額にて全額株式転換された場合により増加する株式数は3,443,400株(議決権数は34,434個)で、現時点における発行済株式数に対して35.73%(議決権数で35.73%)の希薄化が生じます。これに本件新株式の発行により増加する株式の数1,616,200株及び本新株予約権の目的である株式の数1,739,100株と合計した増加する株式数は、6,798,700株(議決権の合計数は67,987個)となり、現時点における発行済株式総数に対して70.54%(議決権数で70.54%)の希薄化が生じます。よって、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 新株式の割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合(%)
田中 茂樹	愛知県安城市	964,600	10.01	1,666,000	14.80
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	850,300	8.82	850,300	7.55
豊崎 修	東京都中央区	291,000	3.02	783,100	6.96
LGT BANK LTD	P.O.BOX 85, FL-9490 VADUZ, FURSTENTUM LIECHTENSTEIN	470,000	4.88	470,000	4.18
大榮産業株式会社	愛知県名古屋市中村 区本陣通4丁目18	350,000	3.63	350,000	3.11
梅村 晋平	愛知県豊田市			265,300	2.36
吉田 優	東京都東久留米市	229,000	2.38	229,000	2.03
Monex Boom Securities (H.K.) Limited - Clients' Account	25/F., AIA TOWER, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong	200,900	2.08	200,900	1.79
INTERACTIVE BROKERS LLC	ONE PICKNICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA	190,000	1.97	190,000	1.69
中野 照之	東京都武蔵野市	185,000	1.92	185,000	1.64
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C LOH BOON FAH	CARE OF LITHAN EDUCATION PTE LTD, 80 ANSON ROAD, NO. 12-00 FUJI XEROX TOWERS, SINGAPORE 07997	180,900	1.88	180,900	1.61
計		3,911,700	40.58	5,370,500	47.72

(2) 新株式の割当及び新株予約権並びに行使価額修正条項付新株予約権付社債が全部行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合(%)
合同会社PTB	東京都千代田区九段 北1丁目15番12号			3,478,200	23.61
田中 茂樹	愛知県安城市	964,600	10.01	1,666,000	11.32
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	850,300	8.82	850,300	5.77
豊崎 修	東京都中央区	291,000	3.02	783,100	5.32
LGT BANK LTD	P.O.BOX 85, FL-9490 VADUZ, FURSTENTUM LIECHTENSTEIN	470,000	4.59	470,000	3.19
大栄産業株式会社	愛知県名古屋市中村 区本陣通4丁目18	350,000	3.63	350,000	2.38
梅村 晋平	愛知県豊田市			265,300	1.80
吉田 優	東京都東久留米市	229,000	2.38	229,000	1.55
Monex Boom Securities (H.K.) Limited - Clients' Account	25/F., AIA TOWER, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong	200,900	2.08	200,900	1.36
INTERACTIVE BROKERS LLC	ONE PICKNICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA	190,000	1.97	190,000	1.29
中野 照之	東京都武蔵野市	185,000	1.92	185,000	1.26
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C LOH BOON FAH	CARE OF LITHAN EDUCATION PTE LTD, 80 ANSON ROAD, NO. 12-00 FUJI XEROX TOWERS, SINGAPORE 07997	180,900	1.88	180,900	1.23
計		3,911,700	40.58	8,848,700	60.06

(注) 1. 平成27年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. (1) 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年5月31日現在の総議決権数(96,383個)に、本株式の発行により増加する議決権数(17,391個)を加えた議決権数を分母として算出しております。

(2) 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年5月31日現在の総議決権数(96,383個)に、本株式の発行により増加する議決権数(17,391個)、本新株予約権付社債の新株予約権が当初行使価額にて権利行使されたことにより増加した議決権数(17,391個)及び本新株予約権が権利行使されたことにより増加した議決権数(17,391個)を加えた議決権数を分母として算出しております。

3. 所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

当社グループは、平成24年11月期において、242百万円の債務超過となったことから、債務超過を早急に改善するため、平成25年9月に第三者割当増資(デットエクイティスワップ)及びライツ・オフアリングを実施いたしました。ライツ・オフアリングにより調達した資金は267百万円であり、諸費用40百万円を控除した手取金227百万円の充当状況は次のとおりです。

医療機器製造販売

当社は、調達した資金のうち100百万円にて、連結子会社である株式会社メディエート(以下、メディエート社)が発行する転換社債型新株予約権付社債を引受けました。メディエート社は、主に戦略商品であるホルムアルデヒドガス低温ガス滅菌器の製造について、澁谷工業株式会社(以下、澁谷工業社)への製造委託に伴う外注費の支払いに充当いたしました。これにより、メディエート社は、大きな設備投資を行わず増産体制を整えることができ、また、澁谷工業社と大型滅菌器の共同開発を進めることができました。その結果、メディエート社の戦略商品「エコパルザー滅菌器PS 140」の大型器「エコパルザー滅菌器300」を開発し、平成27年10月9日付で医薬品医療機器等法に基づく医療機器の認証を取得いたしました。「エコパルザー滅菌器300」の導入により、「エコパルザーPS 140」では対応しきれなかった大規模な医療機関等においても、一度に大量の滅菌物を処理できることから、より多くの医療現場への販売に向けて取り組み、平成28年11月期第1四半期より販売実績をあげております。

先端医療機器の輸入販売

当社は、に加え、あらたに先端医療機器の輸入販売を開始したことに伴い、リュウマチ診断装置Xiraliteの仕入及び人件費として27百万円を充当いたしました。Xiraliteについては、厚生労働省による医療機器製造販売の承認に向けて、某大学付属病院においてデータ収集を継続中であり、売上計上には至っておりません。現在は、同機器のほか、7新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途 本新株予約権の行使により調達する資金202百万円の具体的な使途と支出予定時期()先端医療機器の仕入に記載しておりますスペインONCOVISION社製「乳房用ボジトロンCT装置 MAMMI」、フランスEOS社製 全身用3DデジタルX線システムEOS-urtea low dose 2D3D x-ray system を扱っております。

ETFに特化した投資顧問業務

連結子会社である株式会社T&C XTF Japan は、金融アドバイザー事業において、ETFを使ったポートフォリオによる投資戦略を請け負う投資顧問業務開設に伴う費用として100百万円を充当いたしました。平成26年5月に財務局へ金融商品取引業者として投資助言・代理業の登録を済ませ、当社ホームページにおいて定期的に情報を配信しております。現時点において投資顧問の成約実績はありません。

このように、現時点において当該資金調達による成果は十分ではありませんが、当ライツ・オフアリングにより、当社がこれまで行ってきました金融市場を事業領域とする事業ポートフォリオから、医療関連事業を中核ビジネスとする事業再生に向けて体制を整えることができました。

その後の事業展開及び資金調達の状況は次のとおりです。

平成25年11月に、当社は、医療法人社団コスモフィールド(東京都新宿区左門町20番地 理事長 宇野公一、以下、コスモフィールドといいます。)と経営戦略の策定や外国人検診の獲得等のサービスの販売促進及び営業全般の協力といったクリニックの運営・管理を受託する業務委託契約を締結し、病院やクリニックの運営管理業務を開始いたしました。コスモフィールドの宇野公一院長は核医学の権威であり、コスモフィールドでは従来のがん検診の課題を克服するため、PET-CT、MRI、超音波など最先端の診断機器を効果的に組み合わせた次世代検診を提案しております。一方、当社は、中国では日本の質の高い医療サービスに対するニーズが高いことから、中国の富裕層に向けて、コスモフィールドの次世代検診サービスを案内する子会社(北京天安徳喜医療科技有限公司)を中国北京に設立いたしました。

また、平成25年12月20日には、「再生因子(*)を使った再生医療」の事業化に向け、株式会社クオリーメン(東京都世田谷区成城6-14-23-301 代表取締役 山下靖弘)(以下、クオリーメン社といいます。)及び株式会社ジェネシス(東京都中央区京橋一丁目14番4号 代表取締役 小田朝太郎)(以下、ジェネシス社といいます。)と業務提携契約を締結いたしました。(「再生因子を使った再生医療」の内容については、第1「募集事項」7.新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途()EndoSCA自動培養装置の購入をご参照ください。)しかしながら、平成26年12月4日にクオリーメン社からの契約解除通知により業務提携内容を変更し、当社とジェネシス社の2社による契約といたしました。(* 現在はその後の研究開発により「EndoSCA」に名称変更しております。)

さらに、平成27年3月27日付で銀座ソラリアクリニック(東京都中央区銀座1-5-8 Ginza Willow Avenue BLDG5階 院長 西池英里子)及び株式会社銀座ソラリア(東京都港区東麻布1-29-3 代表取締役 横井千賀子)と業務委託契約

を締結いたしました。当社は、コスモフィールドの運営管理を行い、中国の富裕層向けに検診ツーリズムを提供する中で、アンチエイジングや美容のニーズが多いことから、再生医療の最新技術を応用したアンチエイジングや美容に取り組んでいる銀座ソラリアクリニックの運営管理を受託し、協同することいたしました。

また当社は、ライツ・オフアリング終了後、平成25年11月に当社において医療事業部を設置し、医療関連事業を展開しております。

医療関連事業の強化にあたり、平成25年12月19日付で医療事業に携わる当社従業員に対するストックオプションとして新株予約権10,000個(普通株式1,000,000株)を割当てました。当該ストックオプションの行使により調達した資金は332百万円で、家賃130百万円、商品仕入50百万円、コスモフィールドへの貸付41百万円、研究開発費30百万円、弁護士等専門家報酬26百万円、人件費24百万円、子会社への貸付13百万円、借入金返済11百万円、税金3百万円、広告宣伝費3百万円に充ていたしました。また、平成26年5月17日付で取締役に対するストックオプションとして新株予約権10,000個(普通株式1,000,000株)を割当てました。当該ストックオプションの行使により調達した資金は391百万円で、コスモフィールドへの貸付114百万円、家賃60百万円、商品仕入49百万円、子会社への貸付49百万円、人件費44百万円、敷金37百万円、研究開発費11百万円、弁護士等専門家報酬9百万円、借入金返済7百万円、銀座ソラリアクリニックへの貸付4百万円、税金4百万円、交通費1百万円に充ていたしました。さらに、平成27年3月19日付で取締役に対するストックオプションとして新株予約権5,000個(普通株式500,000株)を割当てました。当該ストックオプションの行使により調達した資金は158百万円で、商品仕入33百万円、子会社への貸付28百万円、コスモフィールドへの貸付26百万円、家賃22百万円、借入金返済19百万円、人件費17百万円、弁護士等専門家報酬7百万円、保険3百万円、銀座ソラリアクリニックへの貸付2百万円、交通費1百万円に充ていたしました。なお、平成27年6月1日付及び平成27年9月28日付で従業員に対するストックオプションとしての新株予約権をそれぞれ400個(普通40,000株)、4,975個(普通株式497,500株)を付与いたしました。行使期間が未到来のため行使は行われておりません。

現在、当社グループは、医療関連事業を中核ビジネスとして、社会の高齢化に伴い増加する医療ニーズを捉えながら、将来の医療ビジネスの国際化をにらみ、国内外の医療機関との業務提携等によりその事業基盤の整備に取り組んでおります。このほか、金融アドバイザー事業においては、ファンドの管理・運用、投資スキームやETFポートフォリオを投資家に提供するアドバイザー業務を展開しております。食品関連事業においては、取引先のニーズに応え、食品の仕入や卸、小売りに関わる業務を行っております。

一方、ETFに関するデータベース、分析ツールを金融機関や機関投資家へ提供するETF関連事業については、今後もシステム増強や増員等の新たな追加投資が必要なこと、医療関連事業とのシナジー効果が弱いこと、さらには相手方からの提案等を勘案した結果、平成27年11月27日付で、LSEG Information Service (US) Inc. にETF関連事業用資産を譲渡することを決定し、平成27年12月18日付で譲渡が完了いたしました。

これにより当社グループは、医療関連事業を中核に、金融アドバイザー事業及び食品関連事業といった成長性を重視した事業ポートフォリオを構築しております。

このような状況下、上記のとおり、当社は調達した資金を主に運転資金に充当するほか、業務委託元であるコスモフィールドへ貸付を行っております。平成28年11月期第1四半期末におけるコスモフィールドに対する貸付金等債権合計は574百万円です。当社は、医療関連事業を当社グループの中核事業として育成するうえで、コスモフィールドを当該事業の一つの拠点として位置付けているため、コスモフィールドに対して、手厚い支援として資金貸付及び事業用不動産の貸与を行っているものです。当社としては、引き続きコスモフィールドの提案する次世代検診サービスの販売促進及び営業全般に協力する運営管理を行っており、中長期的な観点から再生医療ビジネスを核とした医療関連事業拡大による収益化を見込んでおりますが、平成27年11月期第1四半期末において監査法人と協議の上、金融商品会計基準に照らし50%の貸倒引当金を計上し、同第2四半期末からは貸倒引当金を全額計上することとなりました。これにより、平成27年11月期末に611百万円の債務超過となりました。

さらに、再生医療ビジネスについては、国内外の医療機関との提携により臨床、治験を進めるため、主に中国企業と提携に向けた合意や契約を交わしたものの、提携契約の解除や提携にあたり見込んでいた上田因子及びヘルスケア商品の発注がなされなかったことにより売上計上に至りませんでした。また、医療機器製造販売においても、見込んでいた受注時期のずれや見込んでいた国外からの新規受注ができなかったことにより、平成27年11月期末において、8期連続の営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上いたしました。

このように、現在、当社株式は債務超過の上場廃止基準と業績基準の双方において上場廃止にかかる猶予期間入りしていることから、平成28年11月期に営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスに留まった場合、また、平成28年11月期末において債務超過の状態となった場合には、JASDAQ市場の上場廃止基準に抵触し上場廃止となります。かかる状況に鑑みると、当社グループの喫緊の課題は、債務超過を早期に解消するとともに着実に売上を拡大し、黒字転換を図ることにあります。

当社としては、当社株式が上場廃止となること、既存株主の利益の最大の毀損となると考えており、上場廃止を回避すべく、できる限りの資本の増強を行うことを検討いたしました。

エクイティ・ファイナンスによる資本の増強を行うことの詳細な検討の結果として、まず、債務超過の状況に鑑みると公募増資や株主割当増資による十分な応募は期待できないと判断し検討から除外いたしました。次にノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項第3号に定める業績要件である2期連続の経常赤字に該当することから実施することはできません。さらに金融機関からの新規借入は、当社が現時点で既存借入の返済について、金融機関と定期的に交渉しながら、当社の事業活動に影響のない範囲で借入金の返済を行っている状況であることから、困難であると判断いたしました。当社役員や株主に追加の借入を打診したものの、当社が現時点で既存借入を返済できていないことから、当社が必要とする金額すべてを迅速に貸していただくことは困難でした。

また、当社グループは8期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスの状態であり、平成28年11月期末において、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスに留まった場合には、当社株式は上場廃止となります。上場廃止を回避するためには、事業による利益を確保することが必要不可欠です。そのための資金を捻出するため、金銭出資による新株式の発行を視野に入れましたが、現在の当社の状況においては、全額を新株式で引き受けて頂ける割当予定先を見つけることはできませんでした。

そのため、調達資金の一部については、資金の返済義務が生じる可能性を有するものの、一度に資金の入金を行うことができる転換社債での調達を視野に入れ、割当予定先との折衝において、行使価額修正条項付新株予約権付社債及び新株予約権証券についての提案を受けました。当社として検討した結果、行使価額修正条項付新株予約権付社債であれば、一度に資金の調達が可能となること、また株価が行使下限価額までの範囲において、株価が下落した場合においても、株式の転換が行われることとなり、社債の返済を必要としないこととなることから、当社としてメリットがあるものと判断いたしました。一方、新株予約権証券の場合、権利行使については割当予定先の意向次第ということになるので、割当契約において割当予定先への行使請求権等を付することはできないかと検討してまいりましたが、割当予定先より、株価が高い状況であっても出来高が伴わなければ権利行使できる数は限られるため、権利行使については株価のみならず出来高も勘案して行いたいとの要望がありました。これを踏まえて、割当予定先からは積極的に行使する方針である旨を口頭で確認したうえで、割当予定先の要望を受け入れ、行使価額修正条項付新株予約権付社債とともに本新株予約権の発行を決定いたしました。

さらに、当社役員、株主及び債権者の債権を現物出資(デットエクイティスワップ)していただくことで、迅速に債務超過を縮小し有利子負債を圧縮することができることから、現物出資(デットエクイティスワップ)による新株式の発行を決定いたしました。

黒字化する取組みとしては、今回の調達資金を前記記載のとおり、主に医療関連事業における商品の仕入代金に充当いたします。そのうち、()先端医療機器の仕入については、「乳房用ボジトロンCT装置MAMMI」が平成28年3月16日に医療機器製造販売の承認を受けたことから、幾つかの医療機関で同機の導入を具体的に検討いただいております。今期中の販売を目指しております。これは、平成25年11月に医療事業部を設置して以降、医療または医療機器業界に長年携わっている人材を採用し、医療に関する学会や展示会に参加することでさらにネットワークを広げ、多くの医療機関や医師に提案を続けてまいりましたので、その結果が出てきたものと考えております。

()ヘルスケア商品の仕入については、これまで交渉を続けてきた広州億喜生物科技有限公司及びMedisun Holding Limitedへの販売が見込める状況になったことから、当社が「RAD(レダクターゼAD)」を仕入れる必要が生じております。

()EndoSCA自動培養装置は、臨床及び臨床研究用のEndoSCAを生産するための装置です。当社は平成27年10月1日より1年間、国立研究開発法人国立がん研究センターとの共同開発を進めておりますが、その研究成果を踏まえて、これらの自動培養装置をEndoSCA生産用に調整し、販売を目指します。

()有限会社ダイヤモンドムーンへの投資については、当社が5百万円を出資し、屋台デリ出店のための費用として45百万円を貸付けます。これにより、現在ダイヤモンドムーン社が行っている弁当の製造販売の商流に当社が加わるとともに、あらたに共同で健康志向の弁当を開発し、さらに売上拡大を目指すものです。

当社の現時点における当社の発行済株式総数は、9,638,600株(議決権総数は96,383個)であります。

本件新株式の発行により増加する株式数は1,616,200株(議決権数は16,162個)で、現時点における発行済株式総数に対して16.77%(議決権数で16.77%)の希薄化が生じます。また、本新株予約権付社債が当初行使価格で全額株式転換された場合により増加する株式数は1,739,100株(議決権数は17,391個)で、現時点における発行済株式総数に対して18.04%(議決権数で18.04%)の希薄化が生じます。さらに、本新株予約権証券の目的である株式数は1,739,100株(議決権数は17,391個)で、現時点における発行済株式総数に対して18.04%(議決権数で18.04%)の希

薄化が生じます。このように、本新株式の発行、本新株予約権社債の行使及び新株予約権の行使により増加する株式の合計は5,094,400株(議決権の合計数は50,944個)となり、現時点における発行済株式数に対して52.85%(議決権数で52.86%)の希薄化が生じます。

加えて、本新株予約権付社債には、行使価額修正条項が付されていることから、下限行使価額にて全個数が権利行使された場合により増加する株式数は3,443,418株(議決権数は34,434個)で、現時点における発行済株式総数に対して35.73%(議決権数で35.73%)の希薄化が生じます。これに本件第三者割当により増加する新株式1,616,200株及び本新株予約権の目的である株式の数1,739,100株を合計した結果、増加する株式数は、6,798,718株(議決権の合計数は67,987個)となり、現時点における発行済株式総数に対して70.54%(議決権数で70.54%)の希薄化が生じます。しかしながら、当社の喫緊の課題である債務超過を早期に解消するとともに、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローを正にすることにより、上場廃止を回避し株式上場の維持を図ることが、中長期的な観点から既存株主の有する株主価値の向上につながるものと考えており、本件第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本件第三者割当は、大規模な第三者割当に該当することから、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手または株主の意思確認手続きを要することになります。

そこで、当社は、本資金調達の必要性及び相当性について、熊谷・田中・津田法律事務所の弁護士 田中達也氏、汐留パートナーズ法律事務所の弁護士 佐藤秀樹氏及び当社監査等委員社外取締役かつ独立役員である弁護士 棚田章弘氏の3名で構成された独立委員会に客観的な意見を求めました。独立委員会からは、下記のように資金調達の必要性(資金使途の合理性)、調達方法の相当性、発行条件の相当性等を総合的に勘案した結果、本件第三者割当は、債務超過を早期に解消するとともに、着実に売上を拡大し、黒字転換を図ることが必要である当社グループの現況に照らせば適切な方法であり、他の資金調達との比較においても相当であるとの意見を得、平成28年6月13日付で意見書をいただいております。

1 資金調達の必要性

「調達資金は、以下の目的のために使用されることが予定されています。

- ・先端医療機器の仕入
- ・ヘルスケア商品の仕入
- ・EndoSCA自動培養装置の購入
- ・運転資金(未払経費)
- ・(有)ダイヤモンドムーンへの投資

貴社から提出を受けた資料及び情報によれば、(上記資金使途には)合理性及び相当性があり、資金調達の必要性が認められると考えられます。」

2 調達方法の相当性

(1) 第三者割当の選択

「債務超過となっており、かつ連続して損失を計上しているという貴社の財務状態において、金融機関から新規に借入を行うことは、現実的には困難であるといえ、エクイティ又はエクイティに転換可能な社債による資金調達を選択することは致し方ないと思います。貴社の財務状態からして、公募増資、株主割当増資及びライツ・オフリングについては、応募があるか不透明であり、迅速な資金調達が必要な貴社の現況には照らせば、適した方法ではないといえます。また、ノンコミットメント型のライツ・オフリングについては、2期連続の赤字を計上していることから、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めにより実施することができません。

以上の理由から、第三者割当によることは、他の資金調達との比較においても相当であると考えます。」

(2) 割当先の選定及び調達方法の選択

新株式の発行

「貴社は、債務超過の状態にあることから、迅速に有利子負債を圧縮し、債務超過を縮小することができるDESは相当な方法であると考えます。また、金融機関は一般にDESに応じることは難しいと思われるので、田中茂樹氏、豊崎修氏、梅崎晋平氏及びIbuki Japan FundをDESの対象として選定したことについて相当性が認められるものと考えられます。」

新株予約権の発行

「合同会社PTB代表取締役である星野氏は、上場企業のIR支援コンサルティングを行う株式会社ADCCの代表取締役でもあり、貴社の事業を十分に理解した上で協力することを申し出ており、合同会社PTBを割当予定先として選定することについて相当性が認められるものと考えられます。

前述の貴社の資金需要からすれば、行使が不確定である新株予約権よりも、迅速かつ確実な資金調達が可能である

新株式の発行を行うことが望ましいといえますが、現在の貴社の経営成績及び財政状態において出資の引受先を探すこと自体が容易では無い状況において、迅速に資金調達の手続きを得ることを目的として、割当予定先の意向を受け入れることは、やむを得ない選択であるといえます。また、新株予約権の発行条件として取得条項が付与され、状況に応じて貴社の選択により新株予約権の行使による希薄化を防止できる構造になっていることも併せて考えれば、新株予約権によることも相当性が認められるものと思われま。

行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行

「新株予約権の割当先の選定と同様、行使価額修正条項付新株予約権付社債の割当予定先の選定には相当性が認められます。また、新株予約権付社債は迅速な資金調達が可能であることから貴社の資金需要からすれば相当性が認められると考えます。さらに、株価が行使価額を下回っている状況では、株式への転換が行われず、社債の返済が必要となる行使価額固定型新株予約権付社債よりも、行使下限価額までの範囲であれば、株価が下落しても、株式の転換が行われ、社債の返済が不要となる行使価額修正条項付新株予約権付社債の方が、債務超過に陥っている貴社の現況に適した方法であるといえます。」

3 発行条件の相当性

(1) 株式

「新株式の発行条件、すなわち発行する新株式が普通株式であることからその発行価額の相当性については、日証協ルールに沿うものか否かを基準に判断することが妥当と考えます。そして、本新株式の発行価額は、貴社において、本増資に係る取締役会決議日の直前営業日からの東京証券取引所ジャスダック市場における普通取引の終値の1か月平均(127.13円)を勘案し、協議の結果、1株につき127円と決定し、当該発行価額は、本増資に係る取締役会決議日の終値から34.87%のディスカウント、同直前営業日からの1か月平均株価から0.10%のディスカウント、3か月平均株価から0.91%のプレミアム、6か月平均株価から2.52%のディスカウントとなっています。この点、本新株式の発行価額は、直前営業日の終値に関してのみ、10%のディスカウントを超えることとなりますが、貴社の株価(終値)は平成28年6月9日を境に急騰しているところ、貴社のプレスリリースその他の開示情報及びマーケット全体の株価相場に鑑みても、かかる急騰に合理的理由は見当たらないものと思われ、かかる状況から、直前営業日の終値を基準とすることは必ずしも相当ではないと考えます。他方で、貴社は、本増資の決定に先立つ平成28年4月13日に平成28年11月期第1四半期に係る決算短信を発表していることから、当該発表を受けた貴社の市場株価を織り込んだ1か月平均株価及び3か月平均株価のうちより高い1か月平均株価を基準とすることには合理性が認められるといえ、かかる考え方は日証協ルールに反するものではないと考えます。」

(2) 新株予約権

「前提とする事実関係における重大な誤りはなく、また、かかる前提に基づく算定内容も一般的な手法であり、いづれに関しても、特段の不合理な点は見受けられないため、当該(第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の)算定結果を基礎とする発行価額は、相当なものであると認めることができます。」

(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債

「前提とする事実関係における重大な誤りはなく、また、かかる前提に基づく算定内容も一般的な手法であり、いづれに関しても、特段の不合理な点は見受けられないため、当該(第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の)算定結果を上回る発行価額とすることは、貴社において不利益はなく、相当なものであると認めることができます。」

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第15期)及び四半期報告書(第16期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年6月13日)までの間において発生した事業等のリスクの変更は以下のとおりであります。

また、有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(変更事項)

株式価値の希薄化について

当社は、平成28年6月13日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式、行使価額修正条項付新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

割当先に割り当てる新株式の数は1,616,200株、新株予約権の目的となる株式の数は1,739,100株であり、また、行使価額修正条項付新株予約権付社債が全て下限行使価額で権利行使が行われた場合の目的となる株式の数は3,443,418株となり、その合計は、6,798,718株となります。これは、現時点の発行済株式総数9,638,600株の70.54%に相当するものであり、本件第三者割当が実施された場合、当社1株当たりの株式価値は希薄化し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第15期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年6月13日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成28年2月29日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成28年2月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年2月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社商号変更のため、定款第1条について所要の変更を行う。

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに 監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件
取締役(監査等委員である取締役を除く)として、田中茂樹、松本貞子および王懐東を選任する。
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
監査等委員である取締役として、井上勇、豊崎修および棚田章弘を選任する。
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件
取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額を年額3億円以内と定める。
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5千万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	42,739	45	0	(注)1	可決 99.89
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件					
田中 茂樹	42,716	68	0	(注)2	可決 99.84
松本 貞子	42,721	63	0		可決 99.85
王 懐東	42,716	68	0		可決 99.84
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
井上 勇	42,733	51	0	(注)2	可決 99.88
豊崎 修	42,728	56	0		可決 99.87
棚田 章弘	42,728	56	0		可決 99.87
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件	42,731	53	0	(注)3	可決 99.88
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	42,730	54	0	(注)3	可決 99.87

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

[平成28年3月25日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社の連結子会社である株式会社メディエートは、平成27年11月20日付で京都地方裁判所において退職金請求訴訟の判決言渡を受け、同年11月26日に調書が到達しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。なお、本臨時報告書は、当該事象が判明した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので今般提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社メディエート
住所 京都府宇治市槇島町目川117-5
代表者 代表取締役社長 田中茂樹

(2) 訴訟を提起した者(原告)の氏名及び住所

氏名 野上 護
住所 京都府京都市伏見区

(3) 訴訟の内容

当社連結子会社は、原告に対し、業務について不正な行為をしたことを理由に、就業規則に基づき、平成25年10月18日付で懲戒解雇の処分を下し、退職金不支給と致しました。これに対し、原告は退職金の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

(4) 訴訟の判決があった年月日

平成27年11月20日(判決調書送達日：平成27年11月26日)

(5) 訴訟の判決の内容及び支払金額

判決の内容 退職金の支払いを命ずる旨の判決
支払金額 612万円及びこれに対する平成25年11月21日から支払済みまで年6分の割合による金員

[平成28年3月25日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成28年2月25日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成28年2月25日(訴状送達日：平成28年3月15日)

(2) 当該訴訟を提起した者(原告)の氏名及び住所

氏名 久保田 明史
住所 東京都世田谷区

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容

原告は、当社代表取締役からアドバイスを受けて行った投資について、虚偽の説明により損害を被ったと主張し、当社及び当社代表取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起したものであります。

損害賠償請求金額

8,536万円5,380円及び内5,560万980円に対する平成28年2月26日から支払済みまで年5分の割合による金員

[平成28年4月14日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社連結グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年4月13日

(2) 当該事象の内容及び(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社は、平成28年11月期第1四半期において、以下の事由により、営業外収益、営業外費用及び特別利益を計上いたしました。

営業外収益の計上

医療機器売買契約を合意解約したことによる違約金収入 1百万円

営業外費用の計上

a. 為替相場の変動による為替差損 56百万円

なお、通期の為替差損益の額については、今後の為替相場の動向により変動します。

b. 借入金にかかる支払利息 2百万円

c. 借入金43百万円にかかる遅延損害金 1百万円

d. 取引先に対する貸付金、不動産賃貸料等につき貸倒引当金繰入額 31百万円

特別利益の計上

ETF関連事業の資産譲渡につき事業譲渡益 154百万円

[平成28年4月14日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社の連結子会社であるXTF, Inc.は、平成27年11月27日(NY時間)開催の取締役会においてETF関連事業用資産を譲渡することについて決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づき提出するものであります。なお、本臨時報告書は、当該事象が判明した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりましたので今般提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 XTF, Inc.

住所 55 Broad Street, 17th Floor New York, NY USA

代表者の氏名 CEO Mel Herman

(2) 当該事業の譲渡先の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 LSSG Information Services(US) Inc.(London Stock Exchange Group plcの100%子会社)

住所 アメリカ合衆国

代表者の氏名 譲渡先の意向により公表は控えさせていただきます

資本金 譲渡先の意向により公表は控えさせていただきます

事業の内容 株価指数算出サービス

(3) 当該事業の譲渡の目的

医療関連事業を中核事業として育成するため、事業の選択と集中を進める観点から、ETF関連事業用資産の譲渡を決定したものであります。

(4) 当該事業の譲渡契約の内容

譲渡対象となる事業用資産

ETF関連事業で使用されるETFデータベース、情報収集システム、分析ツール・システム、金融機関や機関投資家への情報提供システム、その他関連システム

資産譲渡の日程

契約締結日：平成27年11月27日(NY時間)

譲渡完了日：平成27年12月18日(NY時間)

[平成28年6月2日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成28年5月13日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成28年5月13日（訴状送達日：平成28年5月31日）

(2) 当該訴訟を提起した者（原告）の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三井不動産株式会社

住所 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

代表者の氏名 代表取締役 菰田正信

(3) 当該訴訟の内容及び請求金額

訴訟の内容

当社は、平成26年3月3日付で原告を賃貸人、当社を賃借人とする貸室定期賃貸借契約を締結し、同日付で医療法人社団コスモフィールドとの間で転貸借契約を締結いたしました。原告との貸室定期賃貸借契約は、当社の債務不履行により平成28年2月15日付で解約となっております。本件訴状において原告は、医療法人社団コスモフィールドが使用する貸室の明け渡しを求めるとともに、被告らは連帯して未払の賃料等を支払うよう求めております。

請求金額（訴訟物の価額）

7,830万9,637円

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成26年12月1日 至 平成27年11月30日	平成28年2月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第1四半期)	自 平成27年12月1日 至 平成28年2月29日	平成28年4月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年2月25日

株式会社T&Cホールディングス
取締役会 御中

フ ロ ン テ ィ ア 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 塚田 和哉
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T&Cホールディングスの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T&Cホールディングス及び連結子会社の平成27年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、債務超過となっている。また、平成20年11月期連結会計年度より引き続き営業損失を計上し、当連結会計年度末においても一部の債務が延滞している。継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 要な後発事象に記載されているとおり、会社の子会社であるXTF, Inc. は、平成27年12月18日にE T F関連事業にかかる資産を譲渡している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、四谷メディカルビルの貸室定期賃貸借契約を平成28年2月15日付で合意解約している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社T & Cホールディングスの平成27年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社T&Cホールディングスが平成27年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 2月25日

株式会社T&Cホールディングス

取締役会 御中

フ ロ ン テ ィ ア 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 幸雄指定社員
業務執行社員 公認会計士 塚田 和哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T&Cホールディングスの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T&Cホールディングスの平成27年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、債務超過となっている。また、平成20年11月期事業年度より引き続き営業損失を計上し、当事業年度末においても一部の債務が延滞している。継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の子会社であるXTF, Inc.は、平成27年12月18日にE T F 関連事業にかかる資産を譲渡している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、四谷メディカルビルの貸室定期賃貸借契約を平成28年2月15日付で合意解約している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年4月12日

株式会社T & Cメディカルサイエンス
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 幸雄	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 達美	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社T & Cメディカルサイエンス(旧社名 株式会社T & Cホールディングス)の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社T & Cメディカルサイエンス(旧社名 株式会社T & Cホールディングス)及び連結子会社の平成28年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結累計期間において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上し、債務超過となっている。また、平成20年11月期連結会計年度より引き続き営業損失を計上しており、当第1四半期連結会計期間末においても一部の債務が延滞している。これらにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の子会社であるTFDNEX, Inc.(旧社名XTF, Inc.)は、債権者と交渉した結果、平成28年3月30日付で債務免除を受けることに合意している。この結果、平成28年11月期第2四半期に債務免除益が発生する見込みである。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。